

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

茨城県手数料徴収条例の改正に準じて、開発行為許可等申請手数料及び優良宅地造成認定申請手数料の金額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3開発行為関係の表第1項第1号中「10,000」を「8,800」に、「45,000」を「43,000」に、「90,000」を「86,000」に、「180,000」を「171,000」に改め、同項第2号中「67,000」を「66,000」に、「130,000」を「125,000」に、「210,000」を「200,000」に、「280,000」を「270,000」に、「490,000」を「485,000」に改め、同項第3号中「90,000」を「86,000」に、「200,000」を「190,000」に、「530,000」を「515,000」に、「680,000」を「675,000」に改め、同表第3項中「47,000」を「46,000」に改め、同表第4項中「27,000」を「26,000」に改め、同表第5項中「10,000」を「6,900」に改め、同表第6項中「1,800」を「1,700」に、「18,000」を「17,000」に改める。

別表5その他の表第8項中「90,000」を「86,000」に、「200,000」を「190,000」に、「270,000」を「260,000」に、「400,000」を「390,000」に、「530,000」を「510,000」に、「680,000」を「660,000」に、「910,000」を「870,000」に改

める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 開発行為許可等申請手数料及び優良宅地造成認定申請手数料の金額を、次のとおり引き下げることとした。

(1) 開発行為関係

※ 下線が改正する箇所

区分	面積 (ha)	手数料 (円)		
		改正前	改正後	※参考 (増減額)
1 開発行為許可申請手数料				
(1) 自己の居住の用	～ 0.1 未満	<u>10,000</u>	<u>8,800</u>	▲1,200
	0.1～ 0.3 未満	22,000	22,000	
	0.3～ 0.6 未満	<u>45,000</u>	<u>43,000</u>	▲2,000
	0.6～ 1 未満	<u>90,000</u>	<u>86,000</u>	▲4,000
	1～ 3 未満	130,000	130,000	
	3～ 6 未満	<u>180,000</u>	<u>171,000</u>	▲9,000
	6～ 10 未満	220,000	220,000	
	10～	310,000	310,000	
(2) 自己の業務の用	～ 0.1 未満	13,000	13,000	
	0.1～ 0.3 未満	31,000	31,000	
	0.3～ 0.6 未満	<u>67,000</u>	<u>66,000</u>	▲1,000
	0.6～ 1 未満	<u>130,000</u>	<u>125,000</u>	▲5,000
	1～ 3 未満	<u>210,000</u>	<u>200,000</u>	▲10,000
	3～ 6 未満	<u>280,000</u>	<u>270,000</u>	▲10,000
	6～ 10 未満	350,000	350,000	
	10～	<u>490,000</u>	<u>485,000</u>	▲5,000
(3) 自己用外	～ 0.1 未満	<u>90,000</u>	<u>86,000</u>	▲4,000
	0.1～ 0.3 未満	130,000	130,000	
	0.3～ 0.6 未満	<u>200,000</u>	<u>190,000</u>	▲10,000
	0.6～ 1 未満	270,000	270,000	
	1～ 3 未満	400,000	400,000	
	3～ 6 未満	<u>530,000</u>	<u>515,000</u>	▲15,000

	6 ～ 10 未満	<u>680,000</u>	<u>675,000</u>	▲ 5,000
	10 ～	910,000	910,000	
3	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	<u>47,000</u>	<u>46,000</u>	▲ 1,000
4	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	<u>27,000</u>	<u>26,000</u>	▲ 1,000
5	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料			
	～ 0.1 未満	<u>10,000</u>	<u>6,900</u>	▲ 3,100
	0.1 ～ 0.3 未満	18,000	18,000	
	0.3 ～ 0.6 未満	40,000	40,000	
	0.6 ～ 1 未満	70,000	70,000	
	1 ～	99,000	99,000	
6	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料			
(1)	自己の居住の用又は自己の業務の用に面積 1 ha未満	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>	▲ 100
(2)	自己の業務の用に面積 1 ha以上	2,800	2,800	
(3)	自己用外	<u>18,000</u>	<u>17,000</u>	▲ 1,000

(2) その他

※ 下線が改正する箇所

区分	面積 (ha)	手数料 (円)		
		改正前	改正後	※参考 (増減額)
8	優良宅地造成認定申請手数料			
	～ 0.1 未満	<u>90,000</u>	<u>86,000</u>	▲ 4,000
	0.1 ～ 0.3 未満	130,000	130,000	
	0.3 ～ 0.6 未満	<u>200,000</u>	<u>190,000</u>	▲ 10,000
	0.6 ～ 1 未満	<u>270,000</u>	<u>260,000</u>	▲ 10,000
	1 ～ 3 未満	<u>400,000</u>	<u>390,000</u>	▲ 10,000
	3 ～ 6 未満	<u>530,000</u>	<u>510,000</u>	▲ 20,000
	6 ～ 10 未満	<u>680,000</u>	<u>660,000</u>	▲ 20,000
	10 ～	<u>910,000</u>	<u>870,000</u>	▲ 40,000